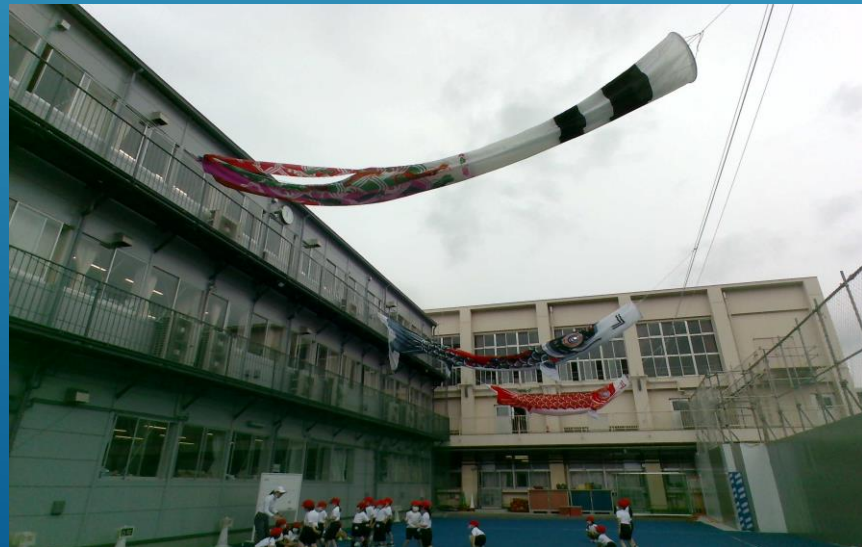


令和4年度 道徳授業地区公開講座

「本校における
いじめ問題への対応について」

～本日の「特別の教科 道徳」の公開授業を通して～



大田区立入新井第一小学校

校長 執行 純子

【講演の概要】

- 1 昨年度の振り返り
なぜ、道徳は教科化したのか
- 2 本校における「いじめ問題」の発生現状等
- 3 本日の各学年の「特別の教科 道徳」の
授業について
~保護者協議・感想~
- 4 まとめ

1 道徳教育といじめ問題

「なぜ、道徳は教科化されたか」①

- きっかけは「H23年大津市におけるいじめ事案」
- 年間35時間（1年生34時間）
道徳の時間の実施方法に課題
- 青少年における問題行動
- 諸外国と比較して自尊感情の低い日本の子供達
- 地域、家庭における教育力の問題
- 価値観の多様性 等

1 道徳教育といじめ問題

「なぜ、道徳は教科化されたか」②

先の課題等を受けて⇒「特別の教科 道徳」へ

★他教科と異なる点★

- ・「考える道徳」「議論する道徳」
- ・価値の押し付けをしない
- ・自己評価（見方・考え方の変容）を重視
- ・A・B・C等の評価をしない
- ・家庭との連携の重要性 等

定義に基づく確実ないじめの認知

定義に基づく確実ないじめの認知

①定義に基づく確実ないじめの認知

発

○いじめ防止対策推進法に規定されている「いじめ」の定義に基づき、確実にいじめを認知しているか。

いじめの定義

- 1 行為をした者（A）も行為の対象となった者（B）も児童・生徒であること
- 2 AとBの間に一定の人間関係があること
- 3 Aの行為がBに対して心理的または物理的な影響を与えていること
- 4 当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていること

いじめの認知

学校いじめ対策委員会

報告

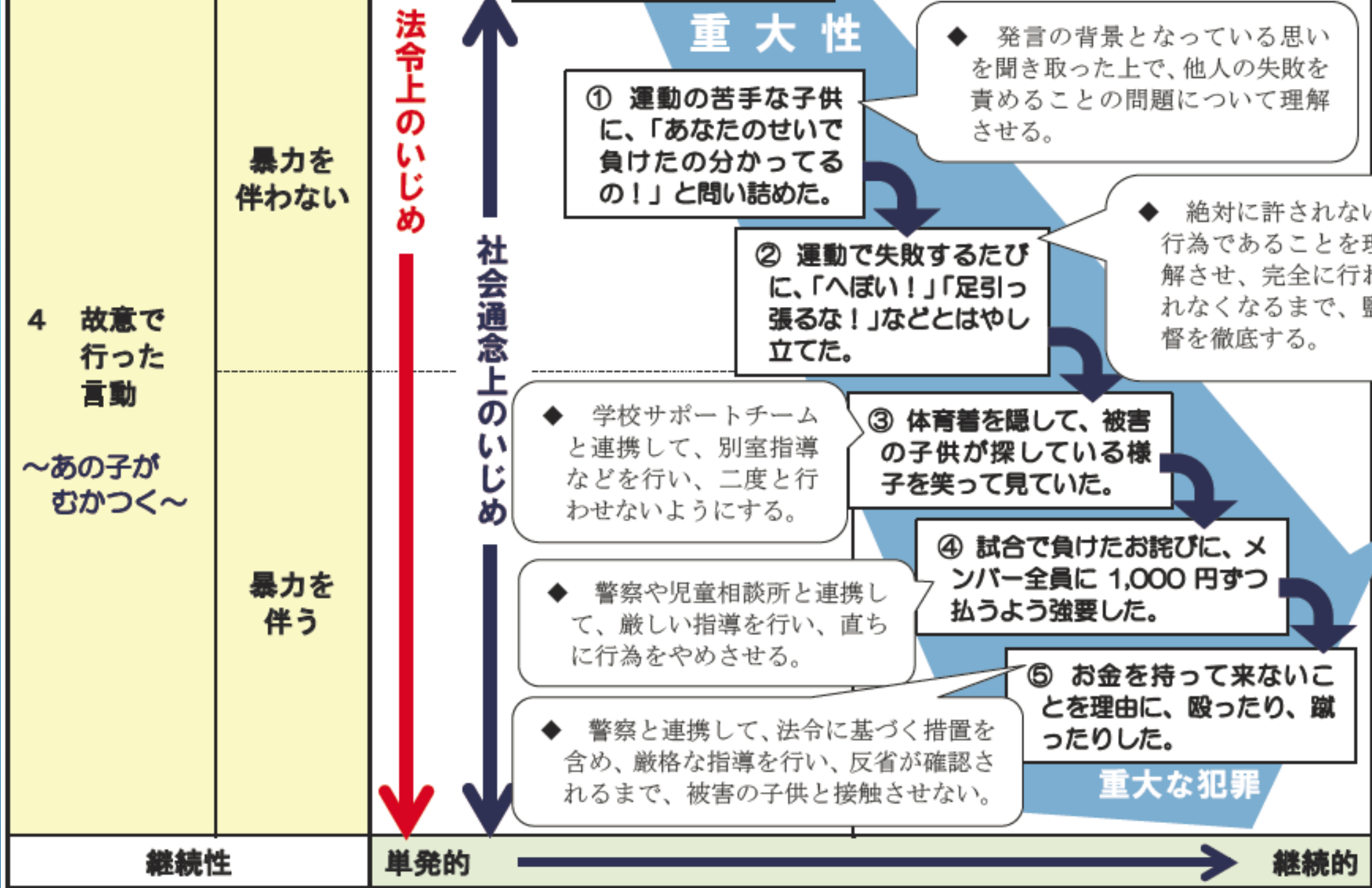
協議

教職員

発見

「本当に、いじめに苦しむ児童・生徒はいないか」という視点をもって認知する。

⇒38ページへ



※ 上記の類型は、加害の子供の行為によるもので、被害の子供の「心身の苦痛」の軽重によるものではない。

以下の類型は、あくまでも例であり、いじめの認知に当たっては、被害の子供が「心身の苦痛を感じている」かどうかを鑑み、個別に判断する。

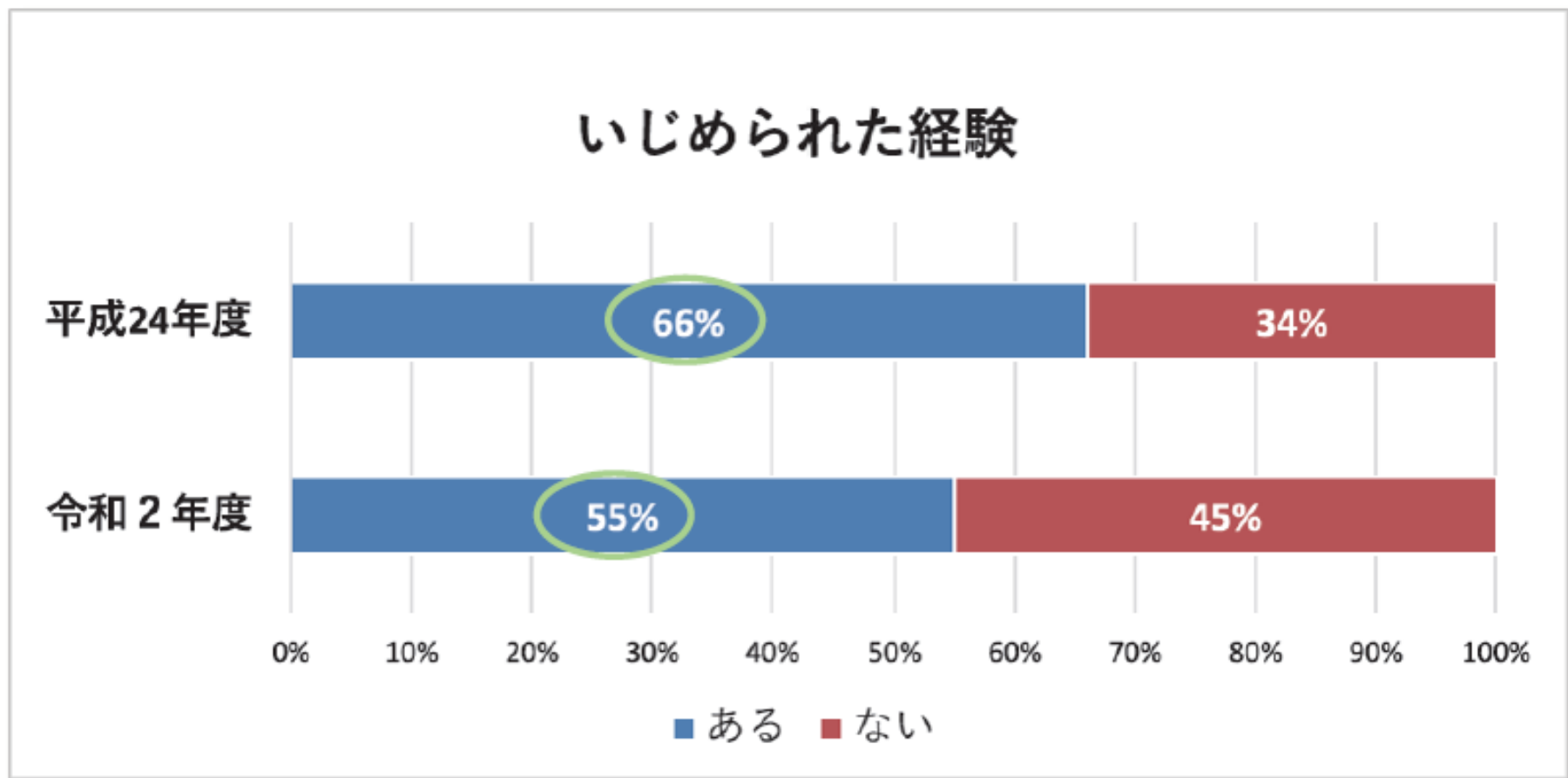
個々のいじめへの対応に当たっては、その行為の重大性（行為が与えた影響、故意性、加害の子供の人数、継続性等）を総合的に考慮して、適切な対応を行う。

○：いじめの行為 ◆：加害の子供への対応例

行為の 故意性、意図性		加害の子供 の集団性	
		一人で	→ 集団で
1 好意で行った 言動 ～親切のつもりが…～		<p>ゼロ</p> <p>○ 発言の苦手な子供に、「〇〇さんも意見を言いなよ。」と強く促した。</p>	<p>◆ 親切さを十分に評価した上で、発言が苦手な子の気持ちについて、一緒に考える。</p>
		<p>○ リレーでバトンを落とした子供に「何やってんだ!」と怒鳴った。</p>	<p>◆ 発達の特徴なども踏まえ、何気ない言葉が相手を傷付けることもあることを丁寧に諭す。</p>
2 意図せずに行った 言動 ～悪気はなかったのに…～		<p>○ うっかりぶつかった子供に「死ねよ。」と言い、にらんだ。</p>	<p>◆ 絶対に使ってはいけない言葉について指導する。</p>
		<p>○ うっかりぶつかった子供に対して、その場で殴りかかった。 ※ 事例によっては犯罪に該当</p>	<p>◆ 暴力は絶対に許されないことを指導するとともに、かっとなったときの対処方法を身に付けさせる。</p>
3 衝動的に行った 言動 ～つい、かっとなって…～	暴力を伴わない		
	暴力を伴う		
		<p>継続性がない行為</p> <p><input type="checkbox"/> 偶発的な行為</p> <p><input type="checkbox"/> 相手を特定していない行為</p> <p><input type="checkbox"/> 謝罪等によりすぐに解決した行為</p> <p>などでも、「心身の苦痛を感じさせた」行為は、全て「いじめ」に該当します。</p>	

東京都におけるいじめ問題の現状

あなたはいじめられた経験がありますか。(対象:都内公立学校児童・生徒)



平成24・25年度「いじめ問題に関する9,400人を対象としたアンケート」東京都教育委員会
令和2年度「いじめ防止等の対策を推進する研究」東京都教職員研修センター

2 本校におけるいじめ問題の発生状況

■ 教育委員会への報告件数（令和3年度） ★件

■ 主な「いじめ」の態様

・ SNSによるトラブル

（悪口、仲間はずし
写真・動画のUP等）

・ 無視、会話がな

・ 嘲笑、冷やか

・ 強い口調で言

・ たたく、ぶつ



東京都の取組方針（概要）

「学校・家庭・地域における責務」

いじめ総合対策【第2次・一部改定】

教員一人一人の
対応力の向上

都内全公立学校のいじめ防止対策をより効果的なものにするために
「いじめ総合対策【第2次・一部改定】」
を策定しました

教員一人一人の対応力を高めるために
ダイジェスト版を
巻頭に掲載

いじめ防止において必ず取り扱う項目を1日に
まとめ、イラストで分かりやすく表しています。

具体的な取組内容をすぐ
に確認できるよう、巻頭
ページを示しています。

学校、家庭、地域が一体となって取り組むために
いじめについて学校と共に考える
保護者プログラム
いじめ問題解決のための
地域プログラムを新たに開発

保護者会や、教員と地
域住民等の協議会で活用
できる実践形式のプログ
ラムです。

例えば、いじめられた子
供といじめを行った子供の
保護者双方の立場から対応
の在り方を考えたり、いじ
めを生まない環境づくりの
ための地域の役割について
話し合ったりします。

令和3年3月 東京都教育庁指導課

学校、家庭、地域
が一体となった
取組の推進

東京都の取組方針（概要） 「学校における責務」

いじめ防止において必ず取り組む18の項目

ポイント1 軽微ないじめも見逃さない <教職員の鋭敏な感覚によるいじめの認知>

①定義に基づく確実ないじめの認知

○いじめ防止対策推進法に規定されている「いじめ」の定義に基づき、確実にいじめを認知しているか。

- いじめの定義
- 1 行為をした者（A）も行為の対象となった者（B）も児童・生徒であること
 - 2 AとBの間に一定の人間関係があること
 - 3 Aの行為がBに対して心理的または身体的苦痛を与えていること
 - 4 当該行為の対象となった児童・生徒が当該行為を望んでいないこと



②対応方針・役割分担の協議

○いじめやいじめの疑いのある事例について、学年や「学校いじめ対策委員会」と対応方針や役割分担を協議しているか。

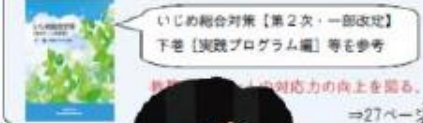


校内全ての教職員での
共通理解

ポイント2 教員

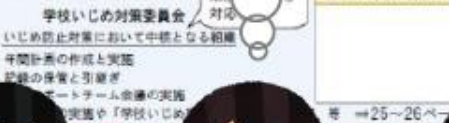
③年3回以上の研修の実施

○年に3回以上、いじめ防止等のための校内研修やOJT等を受け、日頃の指導に生かしているか。



④学校いじめ対策委員会の理解

○「学校いじめ対策委員会」について理解しているか。



⑤基本方針の理解

○本校の「学校いじめ防止基本方針」の内容について理解しているか。



⑥学校いじめ防止対策の推進

○児童・生徒の気持ちにも配慮し、小さな事例でも「学校いじめ防止対策」を実施しているか。



⑦対応方針

○いじめやいじめの疑いのある事例について、児童・生徒の安全を確保し、適切な対応を講じているか。



⑧評価

○いじめ防止対策の推進状況について、定期的に評価しているか。



⑨学校いじめ防止対策の推進

○いじめ防止対策の推進状況について、定期的に評価しているか。

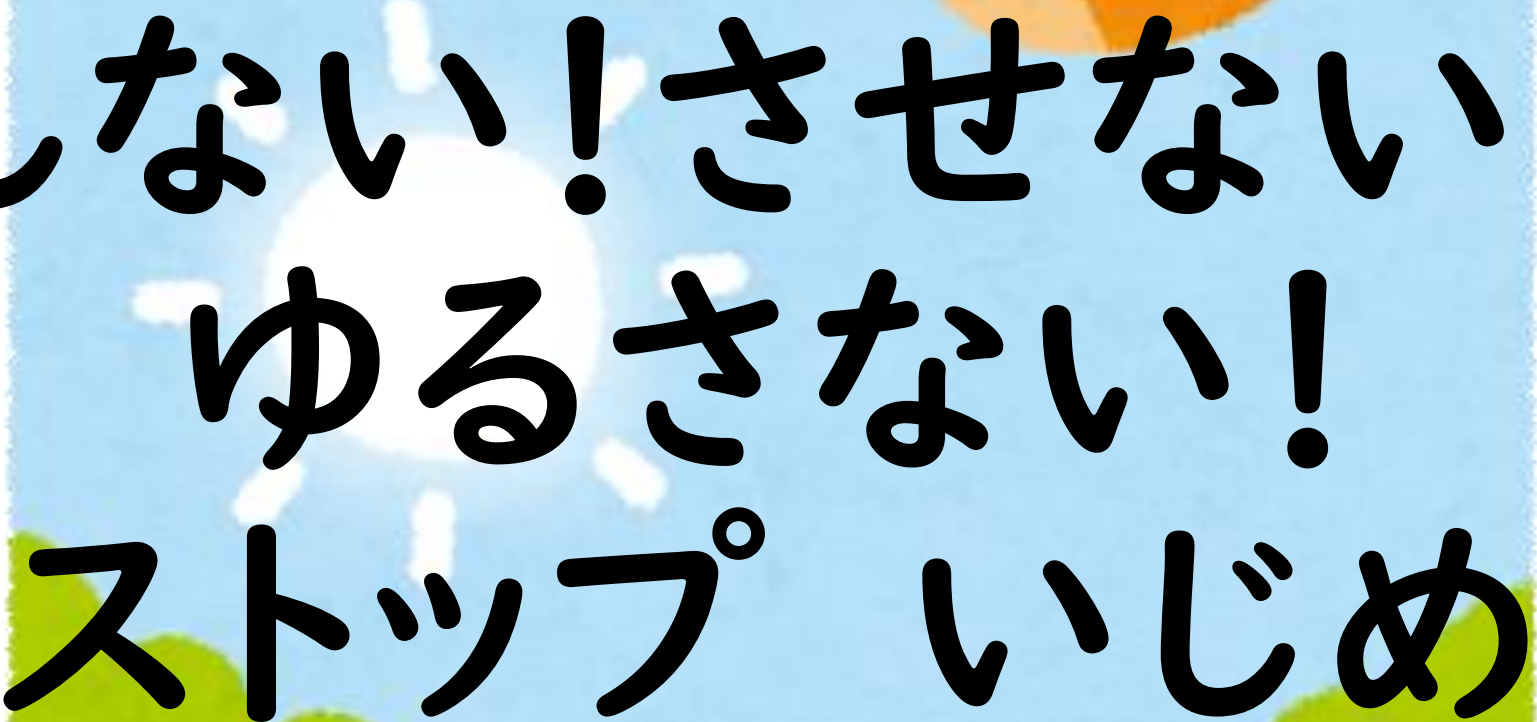


「学校における責務」

【必須18項目】

- ① 定義に基づく確実ないじめの認知
- ② 対応方針・役割分担の協議
- ③ 年3回以上の研修の実施
- ④ 学校いじめ対策委員会についての理解
- ⑤ 本校「学校いじめ防止基本方針」の理解
- ⑥ 学校いじめ対策委員会への報告
- ⑦ 重大事案の定義・対処

- ⑧ 情報共有シートを活用
- ⑨ 学校外部評価等への活用
- ⑩ 児童アンケートの実施
- ⑪ SOS出し方に関する教育推進
- ⑫ いじめに関する授業の実施（年3回）
- ⑬ いじめを許さない指導の徹底
- ⑭ 合意形成や意思決定の場面の設定
- ⑮ 「学校いじめ防止基本方針」の周知
- ⑯ 保護者への対応方針の伝達
- ⑰ 地域、関係機関等との連携
- ⑱ 重大性が高い事案への対応

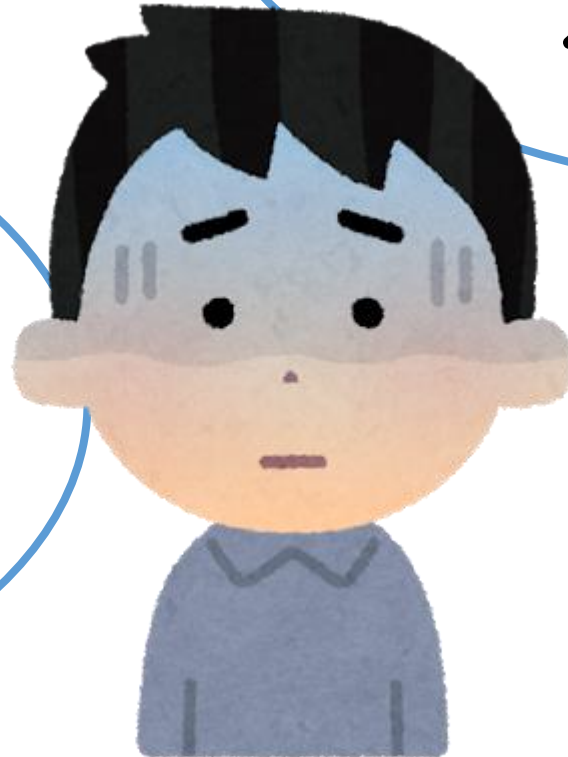


しない!させない!
ゆるさない!
ストップ いじめ

ともだちが こわい
いやなことされ
つつけられている

あのひとのやっ
ていること いじめだ
とおもう・・・でも、
「やめよう」とい
うと じぶんがいじめ
られるかも・・・

あいてがわるい
んだ わたしはた
だしいことをい
っているし、やっ
ているだけ!



子どもどうしの
いじめは
ほうりつで
きんし されています

いじめ防止対策 推進法



第 四 条

児童等は、
いじめを
行ってはならない。



なのに
さくねんどは・・・



件

なぜ、いじめるきもちを
とめられないの
でしょうか？



6がっ 25にち
どうとく
じゅぎょう
さんかん



いじめにきづき

すぐかいけつ

できる！



いりっこは
しない!させない!
ゆるさない!
ストップ! いじめ

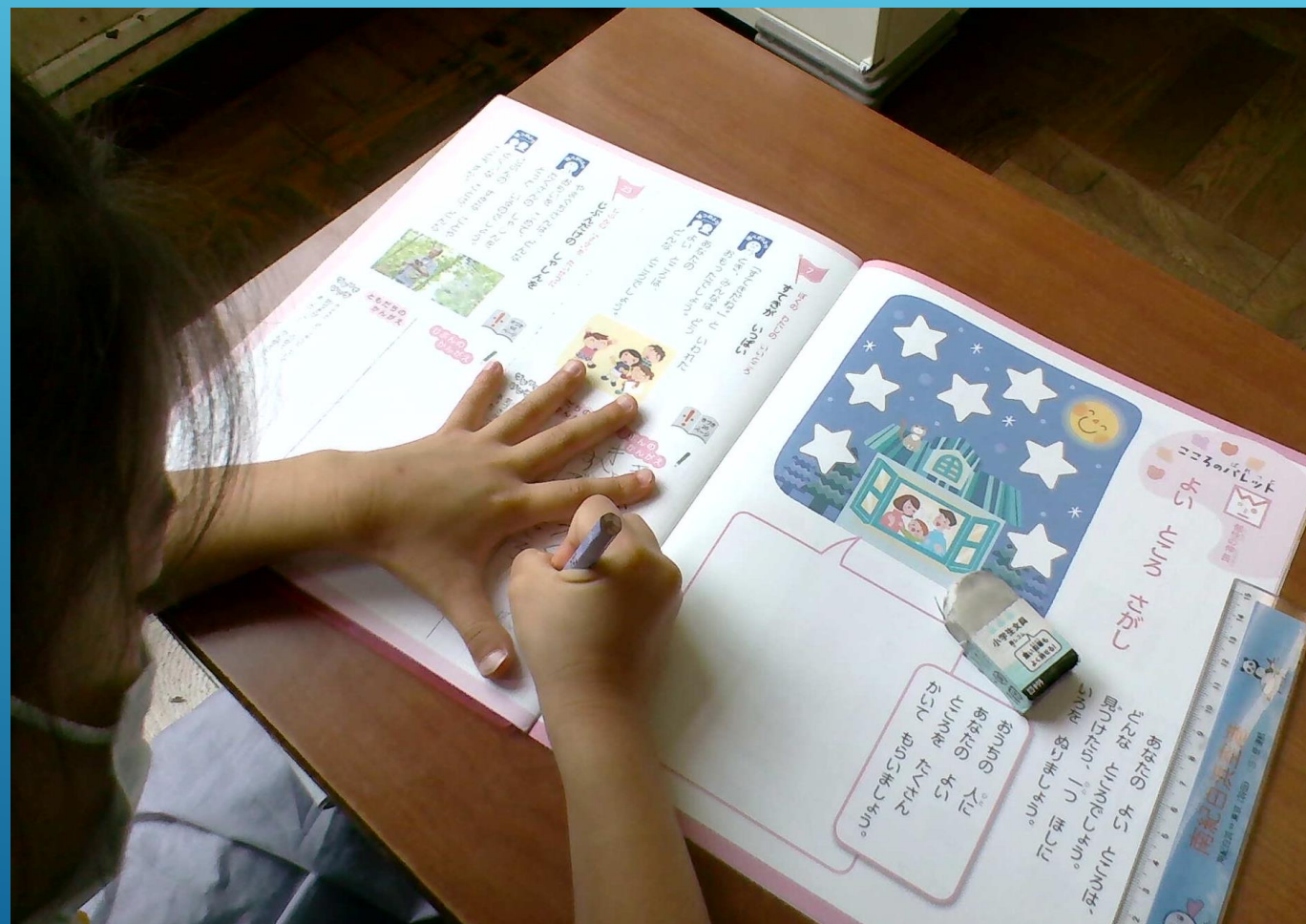


3 本日の各学年の「特別の教科 道徳」の授業について

第1学年

自分の好き嫌いにとらわれず、誰に対しても仲間外れにしない態度を育てる。

◆公正、公平、社会正義
「さるくんはだめ」
(東京都教育委員会『小学校版
東京都道徳教育教材集』)



3 本日の各学年の「特別の教科 道徳」の 授業について 第2学年

友達を仲間外れにせず仲良くし、互いに助け合っていこうとする態度を育てる。

◆友情、信頼

「およげない りすさん」
(文部科学省『わたしたちの道徳』
小学校1・2年)

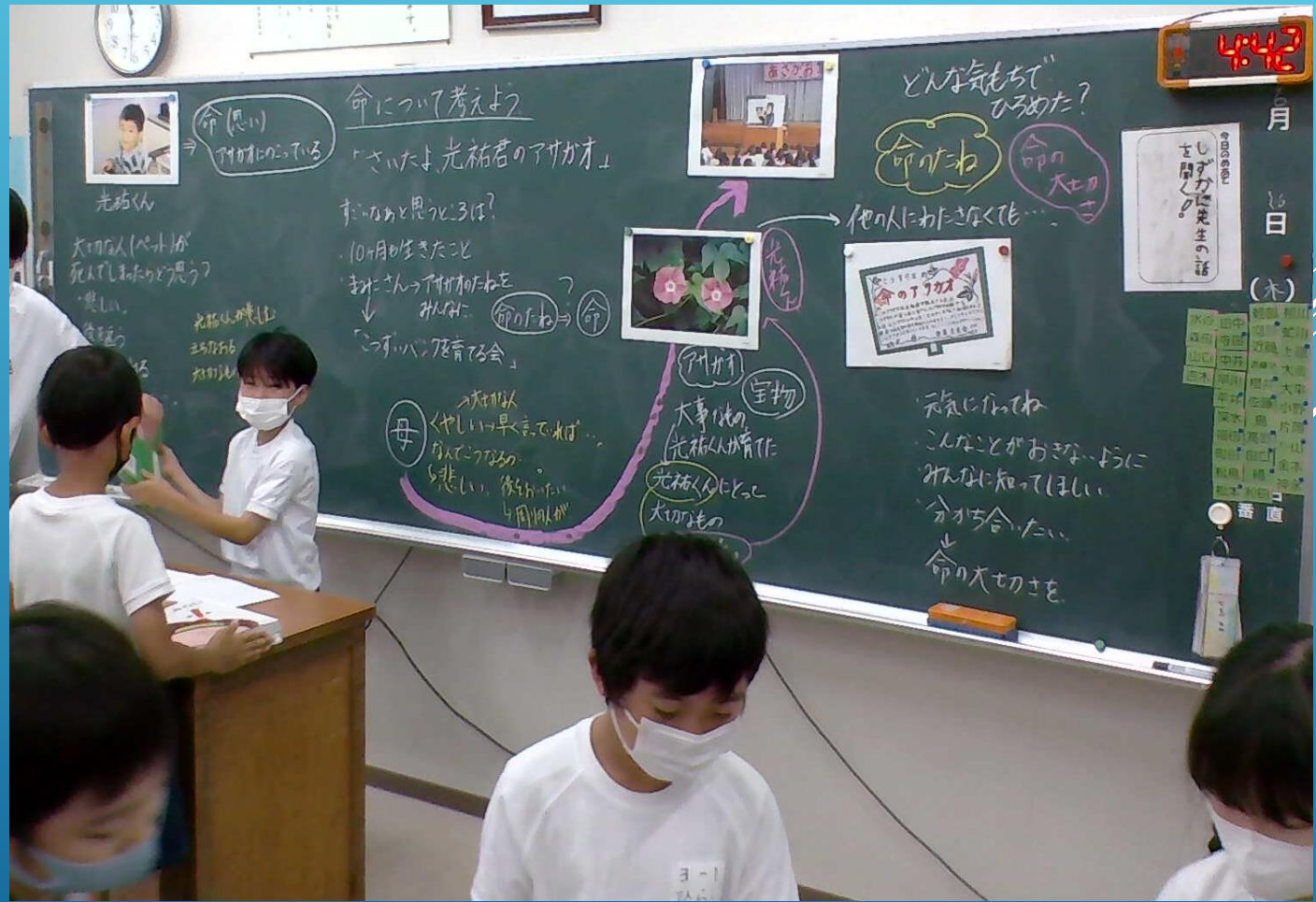


3 本日の各学年の「特別の教科 道徳」の授業について

第3学年

いじめをすることなく、誰とも公平に接しようとする態度を育てる。

◆公正、公平、社会正義
「同じ仲間だから」
(文部科学省『わたしたちの道徳』
小学校3・4年)



3 本日の各学年の「特別の教科 道徳」の 授業について 第4学年

自分と異なる思いや考えを大切に
する態度を育てる。

◆相互理解、寛容

「ぼくらのビー玉コースター」

（東京都教育委員会『小学校版
東京都道徳教育教材集』）

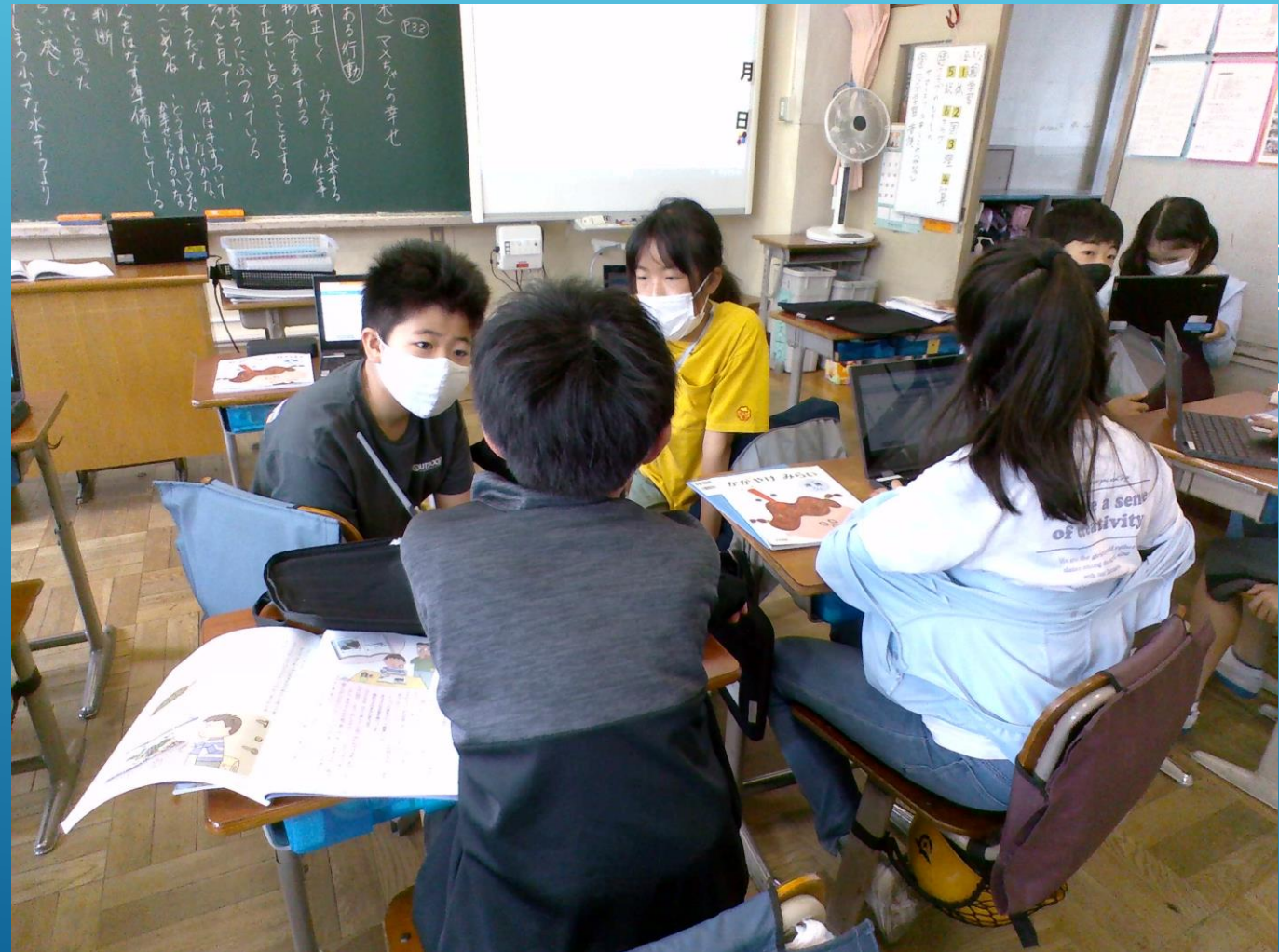


3 本日の各学年の「特別の教科 道徳」の授業について

第5学年

誰に対しても差別をしたり偏見をもったりすることなく、いじめを許さない公正、公平な態度を育てる。

◆公正、公平、社会正義
「ユリのうしろ姿」
(東京都教育委員会『人権教育プログラム』平成28年3月)



3 本日の各学年の「特別の教科 道徳」の 授業について 第6学年

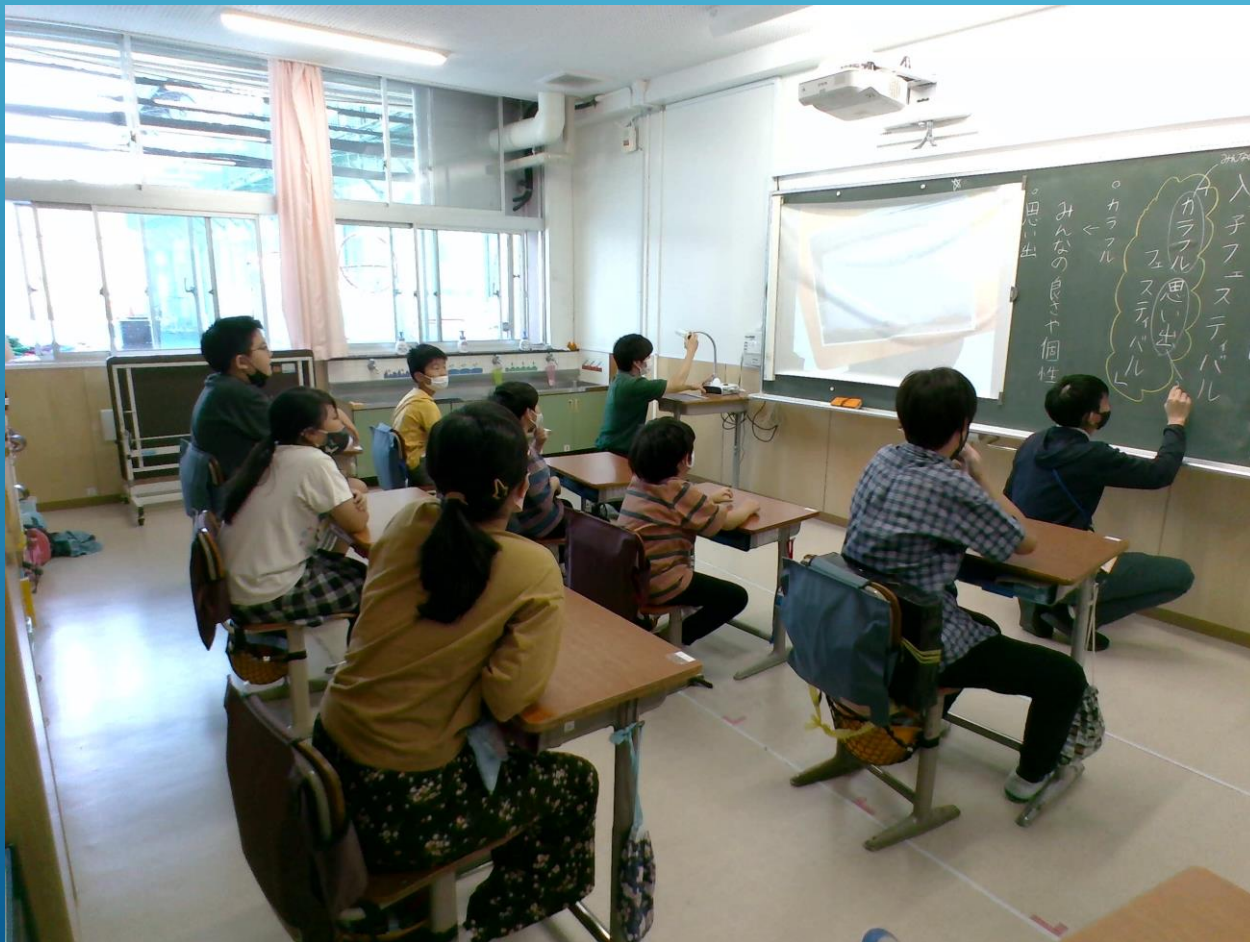
相手の気持ちを考えて行動し、
互いに信頼し合い、友情を深め
ていこうとする態度を育てる。

◆友情、信頼
「知らない間の出来事」
(文部科学省『私たちの道徳』
小学校5・6年)



3 本日の各学年の「特別の教科 道徳」の授業について

五組 (1・2年 と 3・6年)



◆公正、公平、社会正義

「さるくんはだめ」

(東京都教育委員会『小学校版
東京都道徳教育教材集』)

友達を仲間外れにせず仲良くし、互いに助け合っていこうとする態度を育てる。

◆よりよい学校生活

「しょうたの手紙」

みんなで協力し合って明るく楽しい学級をつくろうとする態度を育てる。

3 本日の各学年の「特別の教科 道徳」の授業について

★意見交換タイム★

- ・今日の授業の感想
- ・道徳科の授業で子供から聞いたこと
- ・通知表など担任等からのメッセージについての保護者の受けとめ 等



3 本日の各学年の「特別の教科 道徳」の授業について

★全体情報交換★



4 まとめ

「学校いじめ防止基本方針」について

「学校いじめ防止基本方針」

A4判 5ページ

あります

大田区立入新井第一小学校 いじめ防止基本方針

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命、心身に重大な危険を生じさせる恐れがあるものであり、絶対に許されない行為である。

しかし、いじめは、どこの学校にも起こりうるものであり、全国的に深刻な状況が続いている。

本校では、「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号。以下「法」という。)第13条規定、「いじめ防止のための基本的な方針」(平成25年10月11日文部科学省大臣決定)及び「大田区いじめ基本方針」に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「大田区立入新井第一小学校いじめ防止基本方針」(以下「学校基本方針」という)を策定する。

4 まとめ

「家庭・地域における責務」

基本方針から抜粋

5 社会総がかりの取組を推進する

学校は、いじめが複雑化・多様化する中、いじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするため、大田区・教育委員会、保護者や地域住民及びその他の関連機関との連携を強化し、社会総がかりでいじめの問題解決に向けて取り組むことを推進する。

保護者は、保護する児童がいじめを行うことがないよう、当該児童に対して規範意識を養うための指導などに努めるとともに、当該児童をいじめから保護する必要がある。

また、保護者や地域住民は、いじめの情報を得た場合には、学校に速やかに連絡、相談するなど学校によるいじめの防止等の取組に協力するよう努める。

学校が全ての児童にとって
安心して過ごせる居場所
となるよう

学校教職員は取り組みます



★★ 「いじめ」相談窓口★★

「心配だな」と思ったら、担任、学年主任、
副担任、生活指導主幹、
スクールカウンセラーなどに
まずはご一報ください。